

# せんこうか しょうがく きゅうふきん 専攻科の奨学のための給付金

こうこうせいとう しょうがくきゅうふきん  
～高校生等奨学給付金～

返済不要です

●保護者等の「年収約380万円未満である」または「年収約380万円～600万円かつ多子世帯(扶養する子が3人以上)である」など要件を満たされる方に授業料以外の教育費を支援するため「奨学のための給付金」を給付します。

※授業料を支援する「修学支援金制度」とは別の制度です。

【給付額について】 ※ 高校生等1人ごとに申請できます。

給付区分	給付額(1人当たりの年額)
所得割額非課税 (年収目安270万円未満)	50,500円
所得割額100円～105,500円 (年収目安270万円～380万円)	16,830円
	※10,100円
所得割額105,500円～264,500円 (年収目安380万円～600万円)かつ多子世帯(扶養する子が3人以上)	12,630円
	※10,100円

※日本国内に住所を有する生徒のうち、以下のいずれかに該当しない者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

## 給付金を受けるための要件

「奨学のための給付金」は、令和8年7月1日現在で以下の要件を満たす者。

- 保護者(親権者)等の「道府県民税・市町村民税所得割額」の合算額等が以下のいずれかであること。
  - ・105,500円未満(年収約380万円未満)であること。
  - ・105,500円～264,500円(年収約380万円～600万円)であり、多子世帯(扶養する子が3人以上)いること。
- 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

●保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

山口県に申請

●保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が他県の学校に通学している場合

山口県に申請

●保護者(親権者)が他県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

保護者が在住する都道府県に申請

山口県以外の都道府県へのお問合せ先は、  
文部科学省のホームページをご確認ください。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm))

裏面に続く

# 家計急変世帯への給付について

◆ 家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対し、給付を行います。

## 給付金を受けるための要件

● 家計急変(災害等に起因しない離職(定年退職など)等を除く)により、保護者の収入が激減し、「保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満」相当と認められる世帯であること。※多子世帯(扶養する子が3人以上いる世帯)は、264,500円未満相当と認められる世帯であること。

● 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

## 給付額

表面【給付額について】の該当給付区分による給付額になります。

ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった場合は、申請日等に基づき算定した月割り額を給付します。

## 申請にあたっての留意点

申請時に家計急変の発生事由を証明する書類(離職証明書、廃業届等)、家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細等)等の提出が必要です。

確認用フローチャートで  
御確認ください

## 申請時期と給付時期

- 給付金を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、提出してください。
- 申請書類を学校に提出いただいた後に、山口県教育庁で審査を行います。審査結果は、保護者等の御自宅、または学校にお送りします。
- 給付を決定した方への給付金は、令和8年12月頃に保護者(親権者)の方の口座に振り込む予定です。

## 問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課 083-933-4510

～フローチャートの前に（よくある質問）～

Q1:「道府県民税・市町村民税所得割額」は、何で確認できますか。

A1: 令和8年度課税証明書等(令和8年6月頃市町村から発行される課税証明書、特別徴収税額決定通  
知書、市町村民税納税通知書等)で確認できます。

市 民 税	所得割額	0	県 民 税	所得割額	0
	均等割額	3,500		均等割額	2,000

←この欄を確認してください

Q2:同一世帯の家族の収入も含まれますか。

例)祖父、父、母、兄、高校生の5人家族で、祖父、父、母、兄に収入がある場合

A2: 高校生の保護者(親権者)全員の課税状況で判断します。  
例の場合、親権者である父と母のみでの判定となります。祖父や兄の収入は含みません。

● 確認用フローチャート

